

空き店舗リフォーム支援事業補助金対象工事

対象	対象工事の例
工事 (市内業者による 施工であること)	<p>【対象となる工事種別・工事(○)】</p> <p>本体工事</p> <ul style="list-style-type: none">○屋根の修復(張替え、防水など)○店舗間仕切りの変更・解体 <p>内装工事</p> <ul style="list-style-type: none">○木材、内壁、天井の張替えや塗装など○襖、障子、網戸の張替え○床、壁、窓、天井などの断熱に関するもの○扉、窓ガラス等建具の交換 <p>外装工事</p> <ul style="list-style-type: none">○外壁の塗り直し○看板、オーニング(日よけ)の修復や設置 <p>設備工事</p> <ul style="list-style-type: none">○厨房の改修○給排水、衛生(換気を含む)設備に関するもの○給湯設備に関するもの○電気、ガスに関するもの○エアコンの設置、その他空調に関するもの○客用の洗面、トイレの改修や水周りに関するもの○(理・美容業)の客用椅子の取替え○防災設備に関するもの○自動ドア・シャッターに関するもの <p>諸経費</p> <ul style="list-style-type: none">○直接工事、備品以外の経費に関するもの <p>【対象とならない工事(×)】</p> <ul style="list-style-type: none">×車庫、物置き、倉庫等の設置×門扉、ブロック塀の設置や駐車場など×植樹、剪定などの植栽に関するもの×太陽光発電設備等、再生可能エネルギーの設備に関するもの×建物に付属していない看板×外構工事及び屋外設備の設置×防犯用のカメラ及びライトの設置×清掃、シロアリの駆除、その他防虫や消毒等の薬剤散布、消臭、塗布、抗菌処理など×浄化槽の設置、修繕×工事費が特段、高価と認められるもの×店舗等で必要であると認められないもの